

議案第33号

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例制定の件  
鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。  
令和5年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例  
鹿児島県事務処理の特例に関する条例（平成12年鹿児島県条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表土木部の表6の2の項を次のように改める。

6の2 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第45条第1項及び第2項の規定による造成宅地防災区域の指定及び指定の解除 (2) 法第45条第3項において準用する法第10条第4項の規定による造成宅地防災区域の公示 (3) 法第46条第2項の規定による勧告 (4) 法第47条第1項及び第2項の規定による改善命令 (5) 法第47条第3項において準用する法第20条第5項の規定による措置の実施及び公告 (6) 法第47条第3項において準用する法第20条第6項の規定による費用の徴収 (7) 法第48条において準用する法第24条第1項の規定による立入検査 (8) 法第48条において準用する法第25条の規定による報告の徴取	鹿屋市，薩摩川内市及び霧島市
---	----------------

附 則

この条例は、令和5年5月26日から施行する。

(提案理由)

宅地造成等規制法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。